

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（森林保全巡視指導員）採用試験募集案内

◆鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課林政担当◆

〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地（中部総合事務所1号館A棟3階）

電話 0858-23-3178 <https://www.pref.tottori.lg.jp/6252.htm>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月20日（火）から令和8年2月4日（水）まで ◎郵送、持参で申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和8年2月4日（水）必着 17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時	令和8年2月9日（月） ◎専門試験開始時刻 午後2時（午後1時30分から開場） ◎人物試験開始時刻 午後2時30分から（予定）
試験会場	【専門試験会場】 鳥取県中部総合事務所 1号館 B棟2階 第202会議室 【人物試験会場】 鳥取県中部総合事務所 1号館 B棟2階 第202会議室 (鳥取県倉吉市東巖城町2番地)
試験結果発表日	令和8年2月13日（金）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	森林保全巡視指導員
採用予定者数	1名
職務内容	森林の巡視活動 (森林の違法伐採や不法投棄等の未然防止、森林の適正管理)
配属先	鳥取県倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所 農林局 林業振興課

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
 - ・運転免許証（普通自動車）を取得し、かつ取得後1年以上経過していること
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が
 - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	40点	一般常識、森林・林業、地図判読等業務上求められる知識を確認するための筆記試験（約20分）
人物試験	60点	個別面接による人物についての口述試験（約10分）

※受験者数が10名を超えた場合は、筆記試験により一次選考を行い、選考基準を満たした人のみ人物試験を行うことがあります。
※人物試験の順番は申し込み順とします。

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 経験年数に応じて 日額9,770円～11,320円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円～53,100円に1箇月の通勤回数を乗じて21で除した額を支給します。 ※採用日が月の途中の場合、初月分は支給されません。</p>
福利	災害補償制度 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の規定による
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	月12日以内 午前8時30分から午後5時15分まで ※年間勤務日数は、53日を目安とする。なお、勤務時間等の割り振りは所属長が定めるものとする。 ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務をしない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

申込方法	・封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員（森林保全巡視指導員）受験」と記載の上、顔写真を貼付した履歴書（市販のJIS規格）1部を受付期間内に申込先へ持参又は郵送により提出してください。 ・郵送の場合は、受付期間最終日までに到着したものに限り受け付けます。
申込先 問い合わせ先	〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所 農林局 林業振興課林政担当（1号館A棟3階） 電話 0858-23-3178 https://www.pref.tottori.lg.jp/6252.htm
受験票	・受験票は交付しません。 ・専門試験開始時刻の10分前までに試験会場へ集合してください。
注意事項	・万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ・提出書類は返却しません。

※車イス等で来場される等試験実施時に何か配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

8 採用予定者の決定方法等

専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※ 補欠合格有効期限 令和8年3月31日（火）

9 試験結果の発表

採用予定者等受験番号を鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載します。また、試験結果について全員に通知します。採用予定者には、発表日以後に採用手続きの連絡を電話で差し上げます。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1月間	鳥取県中部総合事務所 農林局林業振興課（1号館A棟3階）

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、筆記試験開始時刻の10分前までに必ず筆記試験会場に入室してください。
(遅刻者は受験できません。)
- (2) 筆記用具（H B又はBの鉛筆、ボールペン、消しゴム）を持参してください。
- (3) 敷地内は全面禁煙です。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

13 試験会場案内

中部総合事務所（鳥取県倉吉市東巖城町2番地）

※バス停「中部総合事務所」下車

